

「特定包括輸出許可等について」の一部改正について
新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 特定包括許可の範囲</p> <p>(1) 特定包括輸出許可</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 貨物の範囲及び仕向地 特定包括輸出許可の対象となる貨物の範囲及び仕向地は次のとおりとする。ただし、「一般包括輸出許可等について」(平成8年9月6日付け8貿局第376号輸出注意事項8第21号)の の1の(1)又は の1により第1種一般包括輸出許可又は第2種一般包括輸出許可の範囲となっているもの及び別記第1の2に掲げる地域を経由地として輸出する場合を除く。</p> <p>(a) 輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(別記第2に掲げるものを除く。)を、別記第1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合。ただし、別記第2-2に掲げる貨物を別記第1の3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出する場合を除く。</p> <p>(b) 輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物(別記第2に掲げるものを除く。)を、別記第1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合。</p> <p>(2) 特定包括役務取引許可</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 技術の範囲及び提供地 特定包括役務取引許可の対象となる技術の範囲及び提供地は次のとおりとする。ただし、「一般包括輸出許可等について」(平成8年9月6日付け8貿局第376号輸出注意事項8第21号)の の1の(2)又は の1により第1種一般包括役務取引許可又は第2種一般包括役務取引許可の範囲となっているものを除く。</p> <p>(a) 外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術(別記第3に掲げるものを除く。)を、別記第1の2に掲げる地域以外の地域において提供する場合(本邦において非居住者に提供する場合であって、当該非居住者が本邦又は当該地域において当該技術を使用する場合を含む。(b)において同じ。)。ただし、別記第3-2に掲げる技術を別記第</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 特定包括許可の範囲</p> <p>(1) 特定包括輸出許可</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 貨物の範囲及び仕向地 特定包括輸出許可の対象となる貨物の範囲及び仕向地は次のとおりとする。ただし、「一般包括輸出許可等について」(平成8年9月6日付け8貿局第376号輸出注意事項8第21号)の の1の(1)又は の1により第1種一般包括輸出許可又は第2種一般包括輸出許可の範囲となっているもの及び別記第1の3に掲げる地域を経由地として輸出する場合を除く。</p> <p>(a) 輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(別記第2に掲げるものを除く。)を、別記第1の3に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合。ただし、別記第2-2に掲げる貨物を別記第1の4に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出する場合を除く。</p> <p>(b) 輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物(別記第2に掲げるものを除く。)を、別記第1の3に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合。</p> <p>(2) 特定包括役務取引許可</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 技術の範囲及び提供地 特定包括役務取引許可の対象となる技術の範囲及び提供地は次のとおりとする。ただし、「一般包括輸出許可等について」(平成8年9月6日付け8貿局第376号輸出注意事項8第21号)の の1の(2)又は の1により第1種一般包括役務取引許可又は第2種一般包括役務取引許可の範囲となっているものを除く。</p> <p>(a) 外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術(別記第3に掲げるものを除く。)を、別記第1の3に掲げる地域以外の地域において提供する場合(本邦において非居住者に提供する場合であって、当該非居住者が本邦又は当該地域において当該技術を使用する場合を含む。(b)において同じ。)。ただし、別記第3-2に掲げる技術を別記第</p>

1の3に掲げる地域以外の地域において提供する場合を除く。

(b) 外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術(別記第3に掲げるものを除く。)を、別記第1の2に掲げる地域以外の地域において提供する場合。

(3)~(4) (略)
2~6 (略)

別記第1

1 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

2 (略)

3 アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、キプロス、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン

1の4に掲げる地域以外の地域において提供する場合を除く。

(b) 外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術(別記第3に掲げるものを除く。)を、別記第1の3に掲げる地域以外の地域において提供する場合。

(3)~(4) (略)
2~6 (略)

別記第1

1 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

2 大韓民国

3 (略)

4 アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、キプロス、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、トゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

、ザンビア、ジンバブエ

別記第2

1～15 (略)

16 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号八又はホに該当するもの

別記第2 - 2 (略)

別記第3

1～8 (略)

9 輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって貨物等省令第10条第3号、第3号の2又は第4号から7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第4項又は第5項に該当するもの

10 (略)

11 別記2の15に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術

別記第3 - 2 (略)

別表 (略)

別記第2

1～15 (略)

16 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物のうち、デジタル電子計算機であって、複合理論性能が1秒につき190,000メガ演算を超えるもの若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が1秒につき190,000メガ演算を超えるもの

別記第2 - 2 (略)

別記第3

1～8 (略)

9 輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって貨物等省令第10条第3号、第3号の2又は第4号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第4項又は第5項に該当するもの

10 (略)

別記第3 - 2 (略)

別表 (略)